

長野県外国人介護人材受入支援事業補助金交付要綱

元地福第 603 号

令和元年（2019 年）11 月 1 日

改正 2 介第 375 号

令和 2 年（2020 年）9 月 15 日

改正 2 介第 786 号

令和 3 年（2021 年）3 月 9 日

改正 4 介第 485 号

令和 4 年（2022 年）8 月 1 日

（趣旨及び目的）

第 1 条 この要綱は、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、民間団体が実施する外国人介護人材の資質向上支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第 2 条 補助事業者は、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、県内における社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等の民間団体とする。

（補助対象事業等）

第 3 条 補助対象事業、補助基準額、補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表第 1 欄に定める事業ごとの別表第 2 欄に定める補助基準額と、別表第 3 欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

（補助金交付の条件）

第 5 条 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- （1）補助事業の内容の変更をしようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難なときには、速やかに知事に報告してその承認を受けること。
- （4）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出についての証

拠書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、長野県外国人介護人材受入支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならないこと。

（軽微な変更の範囲）

第6条 第5条第1号ただし書に規定する軽微な変更は、補助金額の増額を伴わず、かつ、次の各号に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならないもの
- (2) 補助対象経費を20パーセントの範囲内で増額又は減額するもの
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減等やむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額するもの

（交付申請書等）

第7条 規則第3条に規定する申請書は、長野県外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

3 第5条第1号から第3号までの規定により承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき
長野県外国人介護人材受入支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき
長野県外国人介護人材受入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
長野県外国人介護人材受入支援事業期間延長承認申請書（様式第5号）

（事前着手届）

第8条 補助事業者は、規則第4条第1項による交付決定前に事業に着手するときは、長野県外国人介護人材受入支援事業事前着手届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県外国人介護人材受入支援事業実績報告書(様式第7号)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、長野県外国人介護人材受入支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月9日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

別表（第3条関係）

| 1 事業名 | 2 補助基準額 | 3 補助対象経費 | |
|--------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 外国人介護人材を対象にした研修事業 | 1 事業者あたり 3,000千円 | 外国人介護人材の介護技能向上のための研修の実施に要する経費 | 1 給料 2 職員手当等 3 報酬 4 共済費 5 報償費 6 旅費 7 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費) 8 会議費 9 役務費 (雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料) 10 使用料 11 賃借料 12 委託料 13 備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。） |
| 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修事業 | | 外国人介護人材受入施設等の職員を対象にした研修の実施に要する経費 | |
| 研修講師の養成研修事業 | | 研修講師を対象にした研修の実施に要する経費 | |
| キャリアアップ支援事業 | 1 人あたり 30千円 に実受講者数を 乗じて得た額 | 介護職員としてさらなるステップアップを図るために必要な介護に関する研修費用 | |